



八経保第513号  
平成30年9月5日

八尾市環境審議会  
会長 翁長 博 様

八尾市長 田中 誠太



八尾市生活環境紛争処理条例の見直しについて（諮問）

標記の件について、八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年八尾市条例第16号）第23条第1項及び八尾市環境審議会規則（昭和52年八尾市規則第35号）第2条第3号の規定に基づき、諮問します。

別紙の諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

## 諮 問 趣 旨

八尾市生活環境紛争処理条例（昭和54年条例第18号。以下「条例」という。）は、市域内における市民の良好な生活環境の確保に係る紛争について、和解の仲介及び調停の制度を設けることにより、その迅速かつ適正な解決を図り、住みよい生活環境の実現に寄与することを目的として制定し、昭和55年1月7日から施行しています。これまで長きに渡り、公害関係法令等に基づく規制だけでは解決困難な生活環境に係る紛争について、その解決に向け、役割を果たしてまいりました。

この間、昨年10月には「八尾市公害防止条例等の見直しについて」貴審議会から答申を頂き、その内容を踏まえて八尾市公害防止条例（昭和54年条例第17号）を全面的に改正し、新たに八尾市生活環境の保全と創造に関する条例（平成30年条例第21号）と八尾市環境影響評価条例（平成30年条例第22号）を制定いたしました。併せて答申の中で、条例の見直し検討が必要であるとの付帯意見を頂いたところであります。

また、公害問題は産業型公害から都市生活型公害へと変遷してきており、騒音、振動、悪臭など、規制だけでは解決困難な生活環境に係る様々な紛争が生じる中、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国に公害等調整委員会、大阪府には公害審査会が設置されておりますが、条例に基づく制度については、制度のあり方をはじめ、利用の頻度等、様々な課題が見受けられる状況にあります。

以上を鑑み、公害紛争処理法に基づく制度等と条例に基づく制度との関係を整理するとともに、市域内における市民の良好な生活環境の確保に係る紛争の迅速かつ適正な解決に寄与する実効性ある制度とするため、条例の見直しについて貴審議会の意見を求めるものです。